

## ✓ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）



自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のことをいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。アンコンシャス・バイアスは誰もが持つものですが、「女性は感情的になりやすい」「組織のリーダーは男性の方が向いている」など性別にもとづく無意識の思い込みによる言動が、相手を傷つけたり、不快にさせたりして、人間関係に影響を及ぼすことがあります。

## ✓ LGBTQ+



レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング（自身の性のあり方がわからない、決めていない人）/クィア（従来の規範にあてはまらない性的マイノリティを包括する言葉）の頭文字に「+」をつけることで、セクシュアリティは多様であることを意味する言葉です。

## ✓ ジェンダー平等



一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

## ✓ セクシュアリティ



人の性のあり方全般を指す言葉です。身体（からだ）の性のほかに、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、性表現（自分の性をどう表現するか）など複数の要素で構成され、その組み合わせは多様です。

## ✓ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ



自分の身体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること、そのために必要な医療やケアを受けられることなど、年齢、性別、婚姻状態などにかかわらず個人の権利を守る概念です。

## ✓ プレコンセプションケア



男女ともに妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを指します。

## ✓ 情報リテラシー



情報を適切に処理・活用できる能力のことで、情報収集能力やその活用スキルを意味しています。

# 第4次 守口市男女共同参画推進計画

概要版

～一人ひとりが自分らしく活躍できるまち～



第4次守口市男女共同参画推進計画 概要版

発行年月 2026（令和8）年2月

発行 守口市 / 編集 守口市市民生活部人権市民相談課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

TEL 06-6992-1512 FAX 06-6998-3603

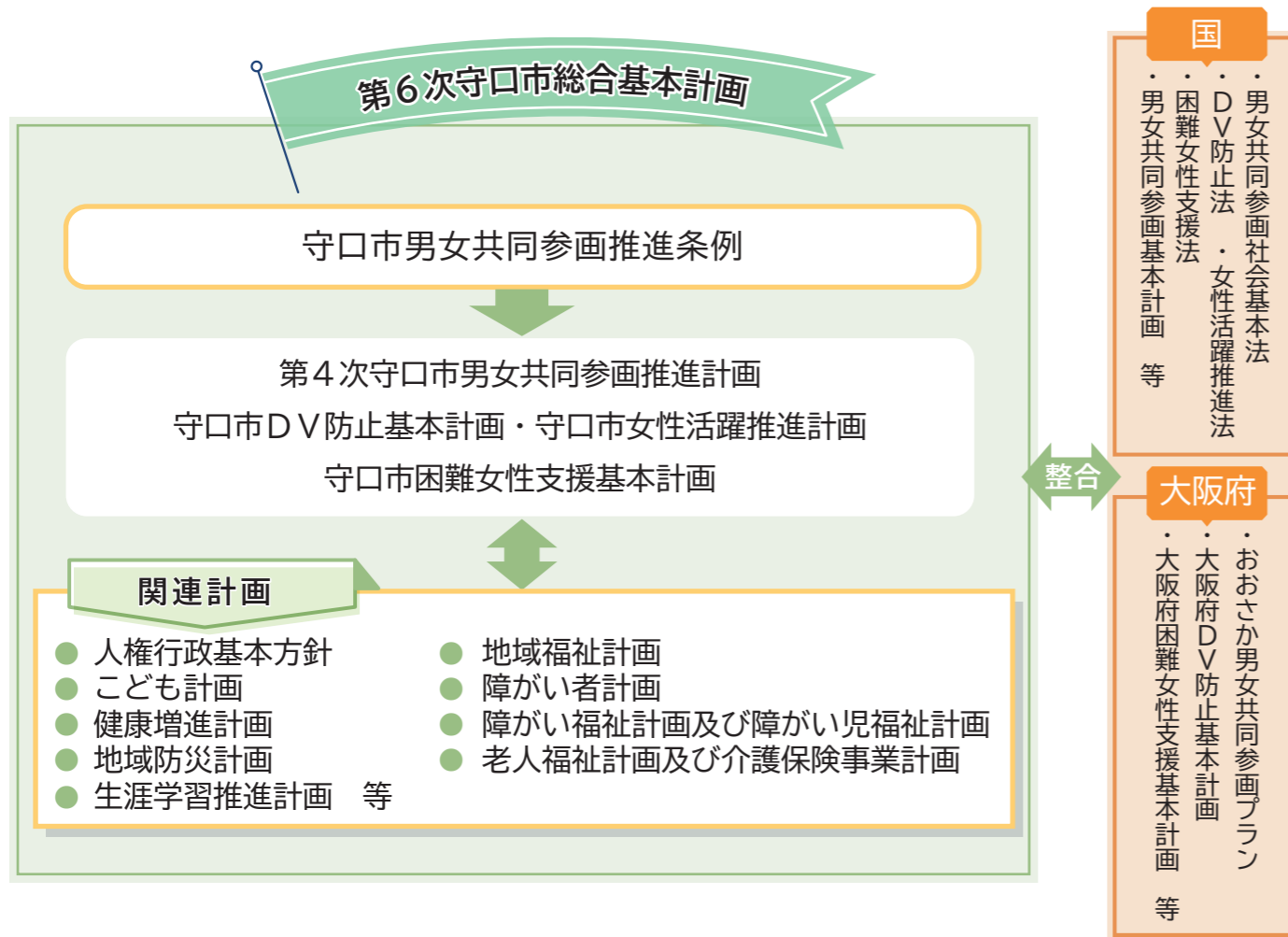
2026（令和8）年2月  
守口市

## 男女共同参画計画とは

本市では、2006（平成18）年に「守口市男女共同参画推進計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の取組を体系的に進めてきました。2009（平成21）年には「守口市男女共同参画推進条例」（2022（令和4）年改正）を施行し、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにしています。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するために、「第4次守口市男女共同参画推進計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ



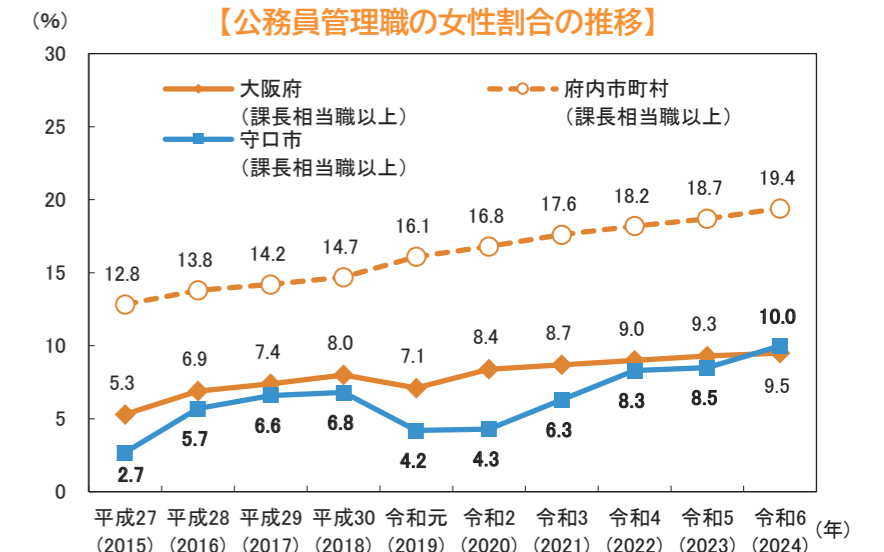
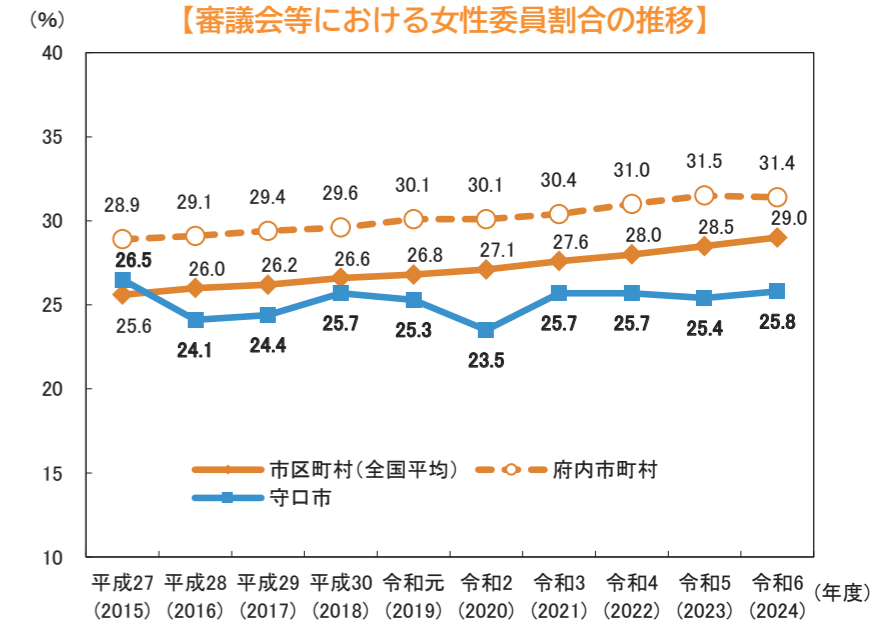
## 計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とし、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。

## 男女共同参画にかかわる本市の状況

### 方針決定過程への女性の参画

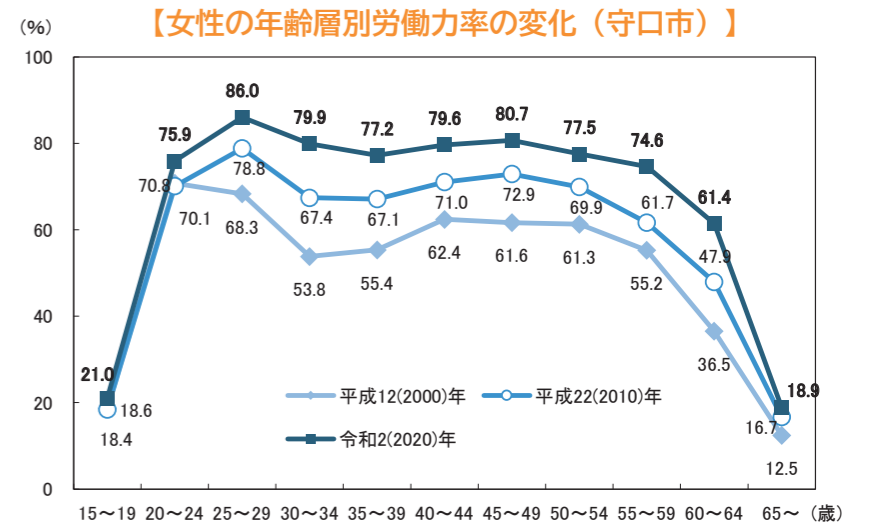
本市の審議会委員、職員管理職の女性割合は、府内市町村の平均と比べて低い状況です。



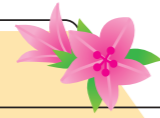
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### 女性の就労状況

全国の傾向と同様に本市においても共働き世帯は年々増加しており、女性の年齢層別労働力率は、すべての年代で上昇しています。特に30歳代前半は大幅に上昇し、子育て期も仕事を続ける女性の増加がみられます



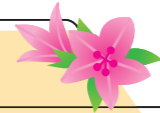
資料：総務省「国勢調査」



# 一人ひとりが自分らしく 活躍できるまち



## 重点目標



### (1) 意思決定過程への女性参画と人材育成の加速化

審議会等委員や市職員管理職の女性割合が大阪府平均と比べて低いことから、人材登用にに向けた女性職員へのキャリア形成支援を実施し、人材育成の取組を強化します。



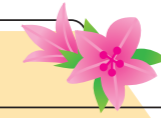
### (2) アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の気づき

無意識のうちに性別にもとづく固定観念にしばられていないかに気づききっかけをつくり、あらゆる場面においてジェンダー平等の視点が浸透するよう取り組みます。



### (3) 困難な問題を抱える女性への包括的な支援の強化

「女性の福祉」と「女性の人権の尊重と擁護」の視点に立って、相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援に取り組みます。

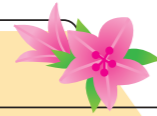


基本目標	基本方針	施策の方向
1. あらゆる分野における男女共同参画の推進	1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	① 審議会等委員の女性の登用推進 ② 市職員における女性管理職の登用推進 ③ 地域における意思決定への女性の参画促進
	2) 働く場における女性の活躍推進	① 女性の職域拡大と管理職登用の促進 ② 雇用における均等な機会と待遇の確保 ③ 女性の就労支援 ④ 職場におけるハラスメントの防止
	3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	① 仕事と家庭生活の両立支援 ② 事業所における両立支援対策の促進 ③ 多様な働き方への支援
	4) 地域・家庭における男女共同参画の促進	① 男性の家事・育児・介護等への参画促進 ② 地域活動への男女共同参画の促進 ③ 地域防災活動における男女共同参画の促進
2. ジェンダー平等意識の定着	5) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進	① 就学前におけるジェンダー平等教育・保育の推進 ② 学校におけるジェンダー平等教育の推進 ③ 地域・家庭におけるジェンダー平等学習の推進
	6) メディア等を通じた意識啓発	① 様々な機会を通じた広報・啓発 ② メディア情報リテラシーの向上支援
	7) 多様性の尊重	① 性の多様性の理解促進 ② 多文化理解と交流の推進 ③ 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
3. すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり	8) ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶	① 暴力を許さない社会意識の浸透 ② DV被害者に対する支援 ③ 暴力の未然防止に向けた若年層への啓発 ④ 性暴力・セクシュアルハラスメント等防止対策の推進 ⑤ 誰もが相談しやすい体制の整備 ⑥ 関係機関との連携強化
	9) 困難を抱えた人への支援の充実	① 困難な問題を抱える女性への支援の充実 ② 複合的に困難な状況におかれている人への支援の充実 ③ ひとり親への支援
	10) 生涯を通じた健康づくりの推進	① 性差とライフステージに応じた心身の健康支援 ② 性と生殖に関する健康と権利の浸透 ③ プレコンセプションケアの推進

女性活躍推進計画

DV防止基本計画

困難女性支援計画



## 基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 基本方針（1）政策・方針決定過程への女性の参画推進

男女が対等に方針決定に参画して地域活動が展開されるよう、積極的な働きかけを行うとともに、女性職員の管理職登用に向けて取り組みます。

### 基本方針（2）働く場における女性の活躍推進

性別にかかわらず均等な待遇の確保と、誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに、職業分野で女性が力を発揮して活躍できる環境整備に努めます。

### 基本方針（3）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

地域における子育て支援や介護サービスの基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する働き方改革や柔軟な勤務形態による両立支援対策等の働きかけなど、誰もが仕事と生活の調和が実現できる取組を推進します。

### 基本方針（4）地域・家庭における男女共同参画の促進

自治会やPTA、青少年健全育成活動等のほか多様な地域活動において男女が対等な立場で協力し合い、地域における男女共同参画の実現につながるよう働きかけるとともに、男性が家庭における役割を積極的に担えるよう、学習機会の提供や仲間づくりを支援します。  
また、女性、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児を抱えた人など多様な地域住民の意見を反映した地域防災対策が行われるよう、平時からの地域防災活動に取り組みます。

## 基本目標 2 ジェンダー平等意識の定着

### 基本方針（5）多様な選択を可能にする教育・学習の推進

幼少期から、ジェンダー平等の視点に立った教育環境や学習機会を提供するために、教職員に対するアンコンシャス・バイアスの学習機会やジェンダー平等教育の研修を充実します。  
また、地域活動や家庭におけるジェンダー平等の意識啓発や生涯学習活動でのジェンダー平等の視点に立った学習機会を提供します。

### 基本方針（6）メディア等を通じた意識啓発

私たちが日常的に受け取る情報は発信者によって編集されたものであり、何らかの価値観や場合によっては偏見にもとづいて構成されていることも認識して、ジェンダー平等の視点に立ったメディア情報リテラシーの向上に取り組みます。

### 基本方針（7）多様性の尊重

国籍のほかにも性別や年齢、障がいの有無、宗教、文化、性的指向、生まれ育った背景など一人ひとりが違うという認識のもと、人は多様な存在であるという視点に立って、一人ひとりの人権を尊重し、誰も差別や排除されず安心して暮らせる社会をめざします。

## 基本目標 3 すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり

### 基本方針（8）ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶

DV、性暴力等の相談に対して、継続的なこころのケアが必要となる場合もあることを念頭においた相談支援を行い、被害者保護から自立支援まで関係機関等との連携強化を進めて支援体制の充実を図ります。また、若い世代に起こりやすい暴力被害を未然に防止するために、誰も被害者にも加害者にもならないよう予防教育に取り組みます。

### 基本方針（9）困難を抱えた人への支援の充実

様々な背景から困難な状況にある人の相談に的確に対応し、民間機関も含めた重層的な支援体制のもと包括的な支援につなげる取組を推進します。

### 基本方針（10）生涯を通じた健康づくりの推進

誰もがこころと身体の健康について必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できることや、人としての尊厳にかかわる性に関する自己決定への支援を推進します。

